

平成28年度

スポーツ振興くじ助成金
募 集 の 手 引



平成27年11月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興くじ助成金について

「スポーツ振興くじ（t o t oやB I G）」は、世界の第一線で活躍するアスリートの育成や、地域において、子どもからお年寄りまで、だれもが、いつでも、身近にスポーツを楽しめる環境の整備など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保の手段として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づき、実施しているものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（J S C）では、その収益を財源として、地方公共団体やスポーツ団体が行うスポーツ活動等に対して「スポーツ振興くじ助成」を実施することで、我が国の豊かなスポーツ環境の整備を推進しています。

「スポーツ振興くじ助成」による一つ一つの事業が、いずれも我が国のスポーツの振興を図る上で重要な役割を担っており、助成事業については、

- 関係規程を遵守し、助成金を適正に活用していること。
- 公益性のある事業として、外部への説明責任を果たせること。
- 「スポーツ振興くじ助成金」を通じて実施した事業である旨の広報を行うこと。

が必須要件となっております。

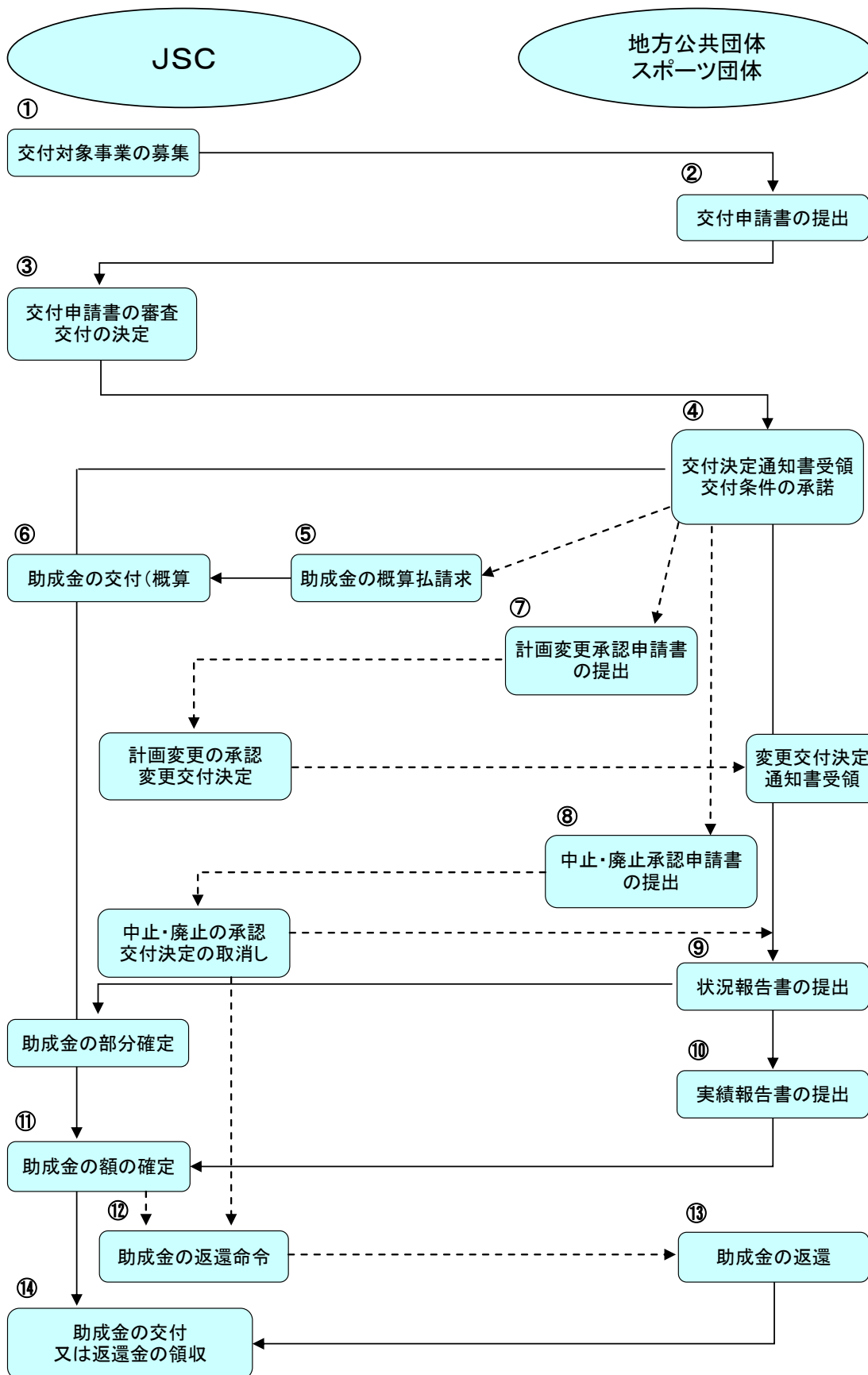
交付申請に当たっては、上記趣旨をご理解いただくとともに、本「募集の手引」等を熟読の上、手続きを進めてくださいますようお願いいたします。

今後においても、スポーツ振興くじ助成金を活用したスポーツ振興くじ助成を推進するため、多くの皆様から「スポーツ振興くじ（t o t oやB I G）」に対するご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

目次

平成28年度スポーツ振興くじ助成金交付対象事業の募集について	(頁)
1 事務手続きの流れ	3
2 助成対象者	6
3 助成対象事業	8
4 審査の視点	12
5 助成対象事業の実施期間	13
6 助成対象とならない事業	14
7 助成事業を実施する際の条件等	15
8 申請の手続き	17
9 交付の決定（結果の通知）	19
10 お問い合わせ先	21
11 助成事業を実施する上での留意事項等	21
12 助成対象事業別の要件等	
I 大規模スポーツ施設整備助成	23
II 地域スポーツ施設整備助成	33
III 総合型地域スポーツクラブ活動助成	90
IV 地方公共団体スポーツ活動助成	138
V 将来性を有する競技者の発掘育成活動助成	157
VI スポーツ団体スポーツ活動助成	168
VII 国際競技大会開催助成	202
13 助成対象経費の基準等	210
14 収支に関する証拠書類一覧表	219

1 事務手続きの流れ（募集から助成金の額の確定まで）



募集の手引【全団体・全事業共通】

※時期につきましては、審査の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

時 期	No.	事 項	内 容
11 月	①	交付対象事業の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者は、申請受付期間内に、所定の交付申請書（関係添付書類を含む。）を提出します。
12 月	②	交付申請書の提出	
4 月	③	交付申請書の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C は、提出された交付申請書について、書類の不足、助成対象事業の要件に合致しているかどうかの書類審査を行います。 ・また、書類審査後は、外部有識者による助成審査委員会において、審査基準に基づく審査及び助成金の配分額を審議します。 ・ J S C は、③の審査結果に基づき、交付の決定を行い、当該団体に対し、助成金交付決定通知書を送付します。 なお、不採択事業についても当該団体に文書で通知します。 ・必要に応じて条件を付して助成金の交付の決定を行う場合があります。また、一部の事業においては助成金交付契約を締結します。
	④	交付条件の承諾・契約締結	
不定期 （事業 計画期 間内）	⑤	助成金の概算払	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者は、助成金の概算払が必要な場合は、助成金概算払申請書を提出します。 J S C は、請求に基づき概算払を行います。 ・助成事業者は、助成事業の内容を変更する事由が発生した場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を提出します。 ・ J S C は、申請書に基づき計画の変更を承認し、必要に応じて変更交付決定を行い、当該団体に計画変更の承認及び変更交付決定通知書を送付します。 ・助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しなければならない場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書を提出します。 ・ J S C は、申請書に基づき、事業の中止（廃止）を承認し、交付決定の取消し又は変更交付決定を行います。
	⑥		
	⑦	事業計画の変更	
	⑧	事業の中止・廃止	
7 月 ～ 10 月	⑨	状況報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者は、 J S C の指定する時期に、助成事業の遂行及び支出状況について助成事業状況報告書を提出します。

募集の手引【全団体・全事業共通】

<p>4月 〔又は事業完了後30日以内〕</p>	<p>⑩</p>	<p>実績報告書の提出</p>	<p>・助成事業が完了した団体は、事業の完了から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書（支出内容を証する書類の写しを含む。）を提出します。</p>
<p>5月</p>	<p>⑪ ⑫ ⑬ ⑭</p>	<p>助成金の額の確定 助成金の返還命令 助成金の返還 助成金の交付 返還金の領収</p>	<p>・JSCは、実績報告書等の書類の審査等を行い、助成金の額の確定を行い、助成金交付額確定通知書を送付します。 ※助成金の確定額と受領済額に差異がある場合は、以下の手続きを行います。</p> <p>・助成金の概算払済額が、確定額を上回っている場合は、助成金の返還命令書を当該団体に送付します。</p> <p>・助成金の返還命令書を受領した団体は、命令の日から20日以内に返還命令額の納付（銀行振込）を行います。</p> <p>・助成金の未受領額がある団体については、未払額の交付を行います。</p> <p>・JSCは、助成金の返還命令書を送付した団体から、返還金を領収します。</p>

2 助成対象者 実施要領第3条

次に掲げる地方公共団体又は非営利のスポーツ団体が交付申請を行うことができます。
 ただし、助成対象事業ごとに助成対象者が異なりますので、各事業の要件等を十分ご確認ください。

No.	助成対象者
①	<p>都道府県及び市町村（特別地方公共団体を含む。）</p> <p>○ 助成対象事業により、都道府県又は市町村の長が助成事業の実施を目的とする組織を設置し、その長を兼務する場合は、当該組織を都道府県又は市町村とみなす場合があります。</p>
②	<p>公益財団法人日本体育協会（日体協） 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC） 公益財団法人日本レクリエーション協会（日レク） 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA） 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSA） 上記5団体の加盟団体</p>
③	<p>公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）</p>
④	<p>一般社団法人日本トップリーグ連携機構（JTL） JTLの加盟団体 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）</p>

<p>⑤</p>	<p>ア及びイの要件を満たす非営利の法人（スポーツ団体）</p> <p>ア 定款、寄附行為、規約その他当該団体の目的・組織・業務などを定めた規則（定款等）において次に掲げる内容を規定していること。</p> <p>（ア）<u>主たる目的が運動・スポーツの振興及び普及であること。</u></p> <p>（イ）<u>主たる事業が運動・スポーツの振興及び普及に関する活動であること。</u></p> <p>イ アの定款等に掲げた<u>運動・スポーツの振興及び普及に関する活動に係る事業計画及びその実績を有すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営利企業等と関係のある法人は、助成対象者とみなさない場合があります。 ○ 平成27年4月1日以前に法人が設立していることを原則とします（設立日とは、登記簿謄本に記載されている法人成立の年月日）。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 平成27年度に総合型地域スポーツクラブ創設事業、創設支援事業、自立支援事業及びマネジャー設置支援事業による助成を受けて活動していた団体を除く。 ※ 「地域スポーツ施設整備助成」を申請する総合型クラブは、平成23年4月1日以前に法人が設立していることを原則とします。 ※ 「スポーツ団体スポーツ活動助成（マイクロバスの設置）」を申請する場合は、平成26年4月1日以前に法人が設立していることとします。 ○ 初めて本助成を受ける団体で、「スポーツ団体スポーツ活動助成」を申請する場合には、平成26年10月～平成27年9月までに、①申請事業と同規模の活動実績を有すること、②助成事業に該当する活動を定期的に行っている実績を有することを要件とします。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 主催・共催以外の事業は、実績に含まれません。 ○ 直近の財務諸表において、債務超過にある団体は、助成対象者とみなさない場合があります。
<p>⑥</p>	<p>スポーツの競技会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された非営利の法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受付期限内に法人が設立していることを要件とします（設立日とは、登記簿謄本に記載されている法人成立の年月日）。

3 助成対象事業

次の（１）から（７）の事業を対象とします。

助成対象事業の要件、助成率、助成対象経費限度額の上限額等は、助成対象事業ごとに異なりますので、それぞれの項目をご確認ください。

交付申請する事業については、助成対象者において、あらかじめ当該事業予算の議決（議決されることが確実に見込まれるものを含む。）が必要となります。

（１）大規模スポーツ施設整備助成

国際的又は全国的規模のスポーツの競技会等を開催するための大規模スポーツ施設の整備事業に対して助成することにより、我が国のスポーツに関する競技水準の向上及び国際競技大会等の開催が可能となる拠点施設の整備の促進を図ることを目的としています。

助成事業の内容		助成対象者
Jリーグホームスタジアム等整備事業	新設事業	1 都道府県 2 市町村（特別地方公共団体を含む。以下同じ。）
国民体育大会冬季大会競技会場整備事業	改修又は改造事業	1 都道府県 2 市町村

（２）地域スポーツ施設整備助成

総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるクラブハウスの整備をはじめ、グラウンドの芝生化等の事業に対して助成することにより、地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を図ることを目的としています。

助成事業の内容		助成対象者	
クラブハウス整備事業	新設事業	1 市町村 2 市町村が出資又は拠出したスポーツ団体 3 法人格を有する指定都市体育協会 4 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ	
	改造事業		
グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		1 都道府県 2 市町村 3 都道府県又は市町村が出資又は拠出したスポーツ団体 4 法人格を有する都道府県体育協会及び指定都市体育協会 5 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ
	芝生化改設事業	天然芝生化改設事業	
		人工芝生化改設事業	
天然芝維持活動事業			
スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設等の整備	1 都道府県 2 市町村	
	学校開放事業によるスポーツ活動に供する施設等の整備		
	スポーツ競技施設の大規模改修等		

(3) 総合型地域スポーツクラブ活動助成

地域における運動・スポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

助成事業の内容	助成対象者
総合型地域スポーツクラブ創設支援事業 (助成初年度から継続2か年度又は設立日のいずれか早い日まで)	1 市町村 2 (公財)日本体育協会 3 (公財)日本レクリエーション協会
総合型地域スポーツクラブ創設事業 (助成初年度から継続2か年度又は設立日のいずれか早い日まで)	市町村
総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 (助成初年度から継続5か年度まで)	1 市町村 2 (公財)日本体育協会 3 (公財)日本レクリエーション協会
総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業 (助成初年度から継続5か年度まで)	法人格を有する総合型地域スポーツクラブ
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業 (助成初年度から継続5か年度まで)	1 市町村 2 (公財)日本体育協会 3 (公財)日本レクリエーション協会
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業 (助成初年度から継続5か年度及び5か年度経過後の引き続き3か年度)	法人格を有する総合型地域スポーツクラブ
クラブアドバイザー配置事業	1 都道府県 2 都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体 3 (公財)日本体育協会 4 都道府県体育協会

(4) 地方公共団体スポーツ活動助成

地方公共団体が地域住民等を対象に、スポーツへの参加とその継続を促進するために行う事業に対して助成することにより、地域のスポーツ活動の活性化を図ることを目的としています。

助成事業の内容	助成対象者
地域スポーツ活動推進事業	1 都道府県 2 市町村
スポーツ教室、スポーツ大会等の開催	
スポーツ指導者の養成・活用	
スポーツ情報の提供	
大型スポーツ用品の設置	
国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業	都道府県

募集の手引【全団体・全事業共通】

(5) 将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成

JOC及びJOC加盟競技団体等が行う競技特性に基づく将来性を有する競技者の発掘及び一貫指導の下での育成を行う事業のほか、地域が行う子どもの身体・運動能力特性に基づく将来性を有する競技者の発掘事業に対して助成することにより、中央レベルから地域レベルまでが一体となった優れた素質を有する競技者の組織的・継続的な発掘及び育成を図ることを目的としています。

助成事業の内容	助成対象者
タレント発掘・一貫指導育成事業	1 (公財)日本オリンピック委員会 2 1の加盟競技団体 3 (一社)日本トップリーグ連携機構の加盟団体 4 (公社)日本プロサッカーリーグ
身体・運動能力特性に基づくタレント発掘事業	1 都道府県 2 都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体 3 都道府県体育協会

(6) スポーツ団体スポーツ活動助成

スポーツ団体がスポーツの振興のために行う事業に対して助成することにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフのための環境づくりと、競技水準の向上を図ることを目的としています。

助成事業の内容	助成対象者	
スポーツ活動 推進事業	スポーツ教室、スポーツ大会等の開催	1 (公財)日本体育協会 2 (公財)日本オリンピック委員会 3 (公財)日本レクリエーション協会 4 (公財)日本障がい者スポーツ協会 5 (公財)日本アンチ・ドーピング機構 6 (公財)日本スポーツ仲裁機構 7 1、2又は3の加盟団体 8 1～7以外で、スポーツ振興を主たる目的とする法人
	スポーツ指導者の養成・活用	
	スポーツ情報の提供	
	マイクロバスの設置	
ドーピング検査 推進事業	ドーピング検査事業	1 (公財)日本体育協会 2 (公財)日本オリンピック委員会 3 (公財)日本障がい者スポーツ協会 4 (公財)日本アンチ・ドーピング機構 5 4の加盟団体
	ドーピング防止情報提供事業	1 (公財)日本体育協会 2 (公財)日本オリンピック委員会 3 (公財)日本障がい者スポーツ協会 4 (公財)日本アンチ・ドーピング機構
	ドーピング防止啓発活動推進事業	(公財)日本アンチ・ドーピング機構の加盟団体
	ドーピング分析機器等整備事業	(公財)日本アンチ・ドーピング機構
スポーツ仲裁等事業		(公財)日本スポーツ仲裁機構
スポーツ指導者 海外研修事業	若手スポーツ指導者長期在外研修	1 (公財)日本オリンピック委員会 2 1の加盟団体

募集の手引【全団体・全事業共通】

助成事業の内容		助成対象者
組織基盤強化事業	国際交流推進スタッフ育成事業	1 (公財)日本体育協会 2 (公財)日本オリンピック委員会 3 (公財)日本レクリエーション協会 4 (公財)日本障がい者スポーツ協会 5 (公財)日本アンチ・ドーピング機構 6 (公財)日本スポーツ仲裁機構 7 1又は2の加盟団体
	スポーツ団体ガバナンス強化事業	1 (公財)日本体育協会 2 (公財)日本オリンピック委員会 3 (公財)日本レクリエーション協会 4 (公財)日本障がい者スポーツ協会 5 (公財)日本アンチ・ドーピング機構 6 (公財)日本スポーツ仲裁機構 7 1～4のいずれかの加盟競技団体
国際スポーツ会議開催事業		1 (公財)日本体育協会 2 (公財)日本オリンピック委員会 3 (公財)日本レクリエーション協会 4 (公財)日本障がい者スポーツ協会 5 (公財)日本アンチ・ドーピング機構 6 1又は2の加盟競技団体

(7) 国際競技大会開催助成

我が国において、国際的な規模のスポーツの競技会を開催する事業に対して助成することにより、国際競技大会の円滑な開催を図ることを目的とします。

助成事業の内容		助成対象者
ア オリンピック競技大会(冬季競技大会を含む。) イ アジア競技大会(冬季競技大会を含む。) ウ ユニバーシアード競技大会(冬季競技大会を含む。) エ 予選大会を含む参加国数が30か国以上又は開催事業費が2億5千万円以上の国際競技大会	大会開催準備事業	1 都道府県 2 市町村 3 (公財)日本オリンピック委員会又は(公財)日本体育協会の加盟競技団体 4 大会組織委員会(大会開催の準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人)
	大会開催事業	

4 審査の視点

1 要件に関する審査

本「募集の手引」に明記された申請書類が、受付期限までに提出され、助成対象者及び助成対象事業の要件に合致していること。

(1) 交付申請書の提出

本「募集の手引」に明記されたすべての申請書類が、受付期限までに郵送にて提出されていること。

※ 交付申請に係る基本書類（助成金交付申請書、事業計画一覧表、事業計画書、収支予算書及び団体概要）が受付期限までに提出されない場合は、受付を行いません。【当日消印有効】

※ 交付申請に係る書類の不備がある場合は、事務審査の評価項目として、減点の対象となります。事業ごとに「提出書類」が異なりますのでご注意ください。

(2) 助成対象者の要件

交付要綱、実施要領及び本「募集の手引」に規定する助成対象者の要件を満たすこと。

※ JADA加盟団体は、世界アンチ・ドーピング規程を踏まえ、以下の要件を満たすこと。

ア 競技団体にアンチ・ドーピング委員会が設置されていること。

イ 競技団体もしくは競技団体のアンチ・ドーピング委員会において、JADAが提供しているアンチ・ドーピングに関する教材等を活用して、所属のアスリート、指導者、ドクター、トレーナー等に対してアンチ・ドーピングに関する研修会の開催や啓発活動の実施及び情報提供等を行うこと。

※ 交付申請書類と併せて、組織図、委員名簿、実施計画表を提出いただきます。

また、実績報告時には、実施計画に基づく研修会や啓発活動等の実施を証する書類を提出いただきます。

なお、実績報告時において、計画された内容の実施が確認できない場合は、助成金の交付の決定を取消します。

(3) 助成対象事業の要件

交付要綱、実施要領及び本「募集の手引」に規定する各助成対象事業の要件を満たすこと。

※ 事業の要件は、事業ごとの項目を確認してください。

2 助成対象者に関する審査

1の要件に合致した助成対象者について、当該助成対象者の会計処理状況（備え付けている会計帳簿の種類、監査の実施状況等）やくじ助成へのPR協力体制及び事務処理の状況について、審査を行います。

3 事業内容に関する審査

1の要件に合致した事業について、各助成対象事業の審査項目により審査を行います。審査項目は、助成対象事業ごとに異なりますので、それぞれの項目を確認してください。

【留意事項】

※ 上記1～3の審査を踏まえ、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、財源の範囲内において、助成金を交付すべきと認めた事業に対し、助成金の交付を決定します。

助成要件を満たす事業であっても、審査基準に基づく採点の結果、不採択若しくは、申請額から減額した配分となることもあります。（申請をしたすべての事業が採択されるとは限りません。）

また、助成金の配分に当たっては、スポーツ振興くじの都道府県別の売上額の状況等を勘案します。

※ 交付申請時の提出書類の記載内容に基づき書類審査を行い、原則として記載が無いものについては確認を行わずに審査を進めることとなります。記載漏れの無いよう事実に基づいて正確に記載してください。また、交付決定された事業については、申請時に記載された計画を確実に実施していただく必要がありますので、あらかじめご注意ください。

5 助成対象事業の実施期間 交付要綱第2条第3項

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間に実施するものとします。

（大規模スポーツ施設整備助成を除く）

※ 平成28年3月31日以前の経費は、原則、助成対象経費となりません。

6 助成対象とならない事業 交付要綱第2条第2項、実施要領第5条第2項

- (1) 助成対象事業が、次に掲げる事業である場合は助成対象事業となりません。
- ア 収入総額が支出総額を上回る事業
 - イ スポーツの振興を目的とする国費（国費を財源とする資金を含む。）を活用しようとする事業
 - （例）国の委託金、交付金又は補助金
 - （例）他の独立行政法人が交付する助成金
 - ウ スポーツ施設の整備を対象とする国の補助金又は交付金（交付要綱等において、対象となる施設にスポーツ施設（運動場、多目的広場を含む。）が定められているものに限る。）を活用しようとする事業
 - エ スポーツ振興基金助成金又は公営競技等（競馬、競輪、競艇、オートレース及び宝くじ（当せん金付証票））の収益による補助金若しくは助成金を活用しようとする事業
 - オ 助成対象事業の全部を第三者（営利法人等）に委任して実施しようとする事業
 - ※ 助成対象者が本来行うべき業務（企画・立案等）を委任する場合も、助成対象者が行う事業とならないため助成対象事業となりません。
 - カ 実施しようとする事業に係るすべての収入及び支出が助成対象者において経理されない事業
 - ※ 実施しようとする事業の一部を助成対象事業とすることは、助成金の額の確定が困難なため、助成対象事業となりません。
（主催構成団体において実行委員会を組織し、構成団体が経費を分担して実行委員会が一括経理する場合、実行委員会は助成対象者ではありませんので、実行委員会収支予算を助成事業の事業予算とすることはできません。この場合、助成対象者が実行委員会に支出（委託）する経費のみが助成対象経費となります。）
- (2) 助成事業の実施後、実績報告書に基づく審査の結果、助成対象事業の要件に合致しない場合、助成金の交付は行いません。
- （例）助成事業を実施した結果、助成対象経費が下限額を下回った場合

7 助成事業を実施する際の条件等

助成事業を実施する際には、以下の条件等があります。条件を満たさない場合は、助成金交付決定の取消しや助成金の返還請求を行うこともありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) ロゴマーク等の表示 交付要綱第22条

助成事業者は、助成事業の実施に際し、助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマークの表示を行う必要があります。

なお、施設整備への看板設置、印刷物やホームページコンテンツ作成などを行う場合は、ロゴマーク等の表示を行い、その映像等を状況報告書及び実績報告書に添付していただきます。

(2) 助成事業の公開等 交付要綱第23条

助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報をホームページ等により公開してください。

J S Cは、助成事業の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

また、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

なお、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

ただし、総合型地域スポーツクラブマネジャーの氏名及び顔写真については、総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る助成金の交付決定後、総合型地域スポーツクラブ活動報告書を作成・提出いただき、J S Cホームページにて公開いたしますので、あらかじめご了承ください。

(3) 事業評価の実施等 実施要領第15条

助成事業者は、助成対象期間終了後において、J S Cの求めに応じて、J S Cが定める当該助成事業に係る評価及び経年後の調査等を実施する必要があります。

◆スポーツ振興事業助成評価について

J S Cは、助成事業が「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定し、その結果を助成事業の改善に活かすことにより、限られた助成財源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするため、各助成事業ごとに定量的な評価指標を設定し、具体的な効果の検証・評価を実施します。

※ 本評価は、助成事業者が実施する個々の事業を評価するものではありませんが、助成事業者は、事業ごとの指標について、助成事業実施年度とその前年度の数値を、把握しておく必要があります。

◆評価アンケートの提出について

助成事業者は、助成事業の実施完了後、実績報告書の提出に合わせ、上記評価に関するアンケートに回答いただくことになります。

評価の実施内容については、下記の J S C ホームページをご確認ください。

J S C のホームページ⇒ <http://jpnsport.go.jp/sinko/tabid/889/Default.aspx>

(4) **誓約書の提出**

助成金の交付内定を受けた一般社団法人、一般財団法人及び N P O 法人については、原則として、当該法人の代表者を含む役員が、

- ・ 助成金の交付の決定の際は、その内容及びこれに付された条件その他関係規程に基づく J S C の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
- ・ 受領した助成金の全部又は一部を返還することとなる場合には、当該債務につき、連帯して保証し履行の責を負うこと。

を確認の上、記名・押印した誓約書の提出を交付決定の条件とします。

(5) **広報への協力等の依頼**

J S C が発行する広報誌やホームページに掲載する記事の原稿執筆や活動写真の提供等にご協力をお願いします。

また、助成事業者の発行する広報誌やホームページへの t o t o の販売促進等につながる記事やロゴマークの掲載、活動場所等における販売スケジュールポスターの掲示にご協力をお願いします。

(6) **調査等の実施** 交付要綱第 10 条、第 13 条

J S C は、助成事業者に対し、助成事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、またはその状況を調査することがあります。

また、助成金の額の確定に当たり、実績報告書等の書類の審査に加え、現地調査を行うことがあります。

(7) **J S C が進めるスポーツ振興施策への協力**

J S C では、助成金の交付に際し、地域スポーツ施設整備助成の助成事業者である地方公共団体等の皆様とともに、地域のスポーツ振興を推進するための情報ネットワーク（「JAPAN SPORT NETWORK」）を構築し、各種情報の提供等を進めることとしています。

8 申請の手続き

交付申請書の分類

交付申請書類には、

- ア ホームページからダウンロードした様式に記載し、郵送で提出するもの
- イ 団体で用意した書類を、郵送で提出するもの（指定の様式がないもの）
- ウ アの書類のうち、メールに添付して提出するもの

があります。

J S Cの定める書類については、J S Cのホームページからダウンロードをして作成してください。

※ 申請事業ごとに提出書類が異なりますので、よくご確認いただいた上で、ご申請ください。

J S Cのホームページ ⇒ <http://jpnsport.go.jp/sinko/>

交付申請書の提出方法

交付申請書は、すべて郵送にて提出してください。

※以下の書類については、郵送と併せて、メールに添付して送付してください。

- 1 団体概要
- 2 事業計画一覧表
- 3 事業計画書
- 4 収支予算書
- 5 対象経費内訳表 ※
- 6 総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票 ※

※の書類については、一部事業のみ提出が必要です。

（事業ごとの「提出書類」をご確認ください。）

提出先

< 郵送書類提出先 >

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 支援企画課

※ 申請書類を持参される場合は、平日の9時00分～17時00分の間に受付を行います。

それ以外の時間帯の受付は、いっさい行いませんのでご注意ください。

募集の手引【全団体・全事業共通】

<送信用メールアドレス>

・総合型地域スポーツクラブ活動助成	josei1@jpnssport.go.jp
・将来性を有する競技者の発掘育成活動助成	jyosei-shinsa@jpnssport.go.jp
・国際競技大会開催助成	
・スポーツ団体スポーツ活動助成(主にトップスポーツに関する事業)	
・スポーツ団体スポーツ活動助成(主に地域スポーツに関する事業)	josei2@jpnssport.go.jp
・大規模スポーツ施設整備助成	josei3@jpnssport.go.jp
・地域スポーツ施設整備助成	
・地方公共団体スポーツ活動助成	

※メールによる提出が必要な書類も、受付期間内に送付してください。

受付期間

助成対象事業名	交付申請書受付期間
① 大規模スポーツ施設整備助成	平成27年12月1日(火) ～平成28年1月29日(金)
② 地域スポーツ施設整備助成 ※1	
③ 総合型地域スポーツクラブ活動助成 (クラブアドバイザー配置事業を除く)	平成27年12月1日(火) ～平成27年12月25日(金)
③ 総合型地域スポーツクラブ活動助成 クラブアドバイザー配置事業	平成27年12月1日(火) ～平成28年1月15日(金)
④ 地方公共団体スポーツ活動助成	
⑤ 将来性を有する競技者の発掘育成活動助成	
⑥ スポーツ団体スポーツ活動助成 ※2	
⑦ 国際競技大会開催助成	

【郵送書類：当日消印有効 メール添付書類：期日厳守(各締切日の17:00まで)】

※1 「クラブハウス整備事業」を申請する場合及び総合型地域スポーツクラブが「地域スポーツ施設整備助成」を申請する場合は、一部書類を平成27年12月1日(火)～平成27年12月25日(金)【消印有効】までに提出してください。詳細は、提出書類のページをご確認ください。(期間内に提出されなかった場合は、交付申請書を受理いたしません。)

※2 「スポーツ活動推進事業(マイクロバスの設置)」を申請する場合は、次のとおりとなります。(交付要望書を元に自動車メーカーを選定の上、交付申請書の提出方法等について、再度ご案内する予定です。)

交付要望書受付期間：平成27年12月1日(火)～平成27年12月25日(金) 消印有効

交付申請書提出に当たっての留意事項

- (1) 事業名称は、事業内容の概要となるような名称としてください。
例) ○○市総合運動公園整備事業 ⇒○○市総合運動公園陸上競技場天然芝改設事業
- (2) 複数の事業を申請する場合であっても、交付申請書は1枚にまとめてください。
※ 地方公共団体にあつては、首長名で提出願います。
※ 締切日の異なる複数の事業を申請する場合であっても、同様に、交付申請書は1枚にまとめてください。
- (3) 申請事業ごとに提出書類が異なりますので、詳細は、各事業の提出書類の項目を参照してください。
- (4) 次の場合は、いかなる事由にあつても、受付を行いませんのでご了承ください。
 - ア 交付申請に係る基本書類（助成金交付申請書、事業計画一覧表、事業計画書、収支予算書及び団体概要）が受付期限までに提出されない場合
 - 例1) メールに添付する書類は送ったが、郵送が必要な書類が期限内に届かなかった場合
 - 例2) 郵送が必要な書類は、期限内に提出されたが、メールに添付する書類が期限内に届かなかった場合
 - 例3) 郵送が必要な書類が、受付期間終了後に到達した場合において、期限内に発送したことが消印等で確認できない場合（料金後納郵便等）
 - イ 指定した方法によらない場合（申請書類のFAX送信等）
- (5) 郵送の際は、封筒に、「くじ助成金交付申請書在中」と朱書きし、簡易書留、宅急便等の配達記録の残る方法で提出してください。
- (6) 提出された内容について、JSCから問合せをすることがありますので、提出書類の写しを保管するようにしてください。
- (7) 団体の連絡先や担当者等の変更があつた場合は、「団体概要」を修正の上、速やかに、提出先の送信用アドレスあてにメールにて送付してください。
- (8) 事業計画書等の交付申請書類の様式は、必ず、平成28年度の様式を使用してください。

9 交付の決定（結果の通知）

申請された事業については、平成28年4月上旬に開催予定のスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成金の交付を決定します。

なお、交付申請事業の採否については、平成28年4月下旬（予定）に、文書により通知（郵送）します。それ以前の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

また、必要に応じて、申請に係る事項について修正を加えることや、条件を付して助成金の交付の決定を行う場合があります。なお、助成対象事業（２）及び（６）のうちスポーツ活動推進事業のマイクロバスの設置事業については、助成対象者②～⑥に該当する団体の場合、助成金交付契約書を締結することとなります。

交付の決定を行った事業の名称等については、J S Cのホームページ等において公開します。併せて、交付申請書提出時の資料に基づく当該団体の概要に関する情報（不開示情報を除く。）についても公開しますので、あらかじめご了承ください。

交付の内定について

一部の事業及び団体については、必要書類の確認後に交付の決定手続きを行うため、申請された事業が採択された場合であっても、交付の内定扱いとします。

（１）工事実施設計書

「施設整備助成（天然芝維持活動事業２年目以降を除く。）」を受ける助成対象者については、審査の結果採択された事業について一旦内定とし、実施設計図書に基づき積算された工事費内訳書（施工内訳書を含む。）を確認した後、助成額を精査して交付決定を行います。（交付決定を行う上で、工事費の内訳において、各項目における材料・労務等の単価と数量を確認します。）

工事費内訳書及び工事図面の作成状況について、交付内定時に送付する別添F A X返信用紙により、ご報告ください。

（２）平成２７年度（直近の）財務諸表

一般社団法人、一般財団法人及びN P O法人については、原則として、平成２７年度（直近の）財務諸表の提出を条件とします。

平成２７年度財務諸表（平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日の間に終了した事業年度の財務諸表）の確認後に交付決定を行います。

（３）誓約書の提出

一般社団法人、一般財団法人及びN P O法人については、原則として、交付内定された助成金に対して、代表者を含む役員が連帯して責任を負う旨の「誓約書」の提出を条件とします。

10 お問い合わせ先

申請に関するご相談、ご質問は、以下の問合せ先までお問い合わせください。

問合せ内容	担当係	電話番号
総合型地域スポーツクラブ活動助成に関すること	支援第二課 地域スポーツクラブ支援係	03-5410-9188
スポーツ団体のスポーツ活動助成に関すること (主にトップスポーツに関すること)	支援企画課 競技スポーツ支援係	03-5410-9150
施設整備助成に関すること 地方公共団体のスポーツ活動助成に関すること スポーツ団体のスポーツ活動助成に関すること (主に地域スポーツに関すること)	支援第二課 地域スポーツ支援係	03-5410-9129
規程等に関すること	支援企画課 企画・総括係	03-5410-9180

11 助成事業を実施する上での留意事項等

助成金の経理 交付要綱第21条、実施要領第13条

(1) 助成事業者は、JSCが指定する収支簿を作成するとともに、助成事業者が作成する会計帳簿（財務諸表、総勘定元帳等）において、助成事業以外の経理と明確に区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにする必要があります。（一般会計（団体の運営費）や他の事業会計と区分して経理をお願いします。）

(2) 助成事業者は、上記の収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。

(3) 助成事業者（地方公共団体を除く。）は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設け、助成事業に係る入出金は当該専用口座を活用する必要があります。

なお、専用口座の開設に当たっては、スポーツ振興くじにご協力いただいているお近くの toto 取扱い信用金庫を可能な限りご利用くださるようお願いいたします。

toto 取扱い信用金庫は以下のホームページでご確認ください。

⇒http://www.e-map.ne.jp/p/totomap/?link_id=chizu0

※会計処理に関する留意事項等は、別冊「会計処理の手引」を参照してください。

取得財産の管理等 交付要綱第19条及び第20条、実施要領第12条

- (1) 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- (2) 助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具については、JSCが定める期間内において、JSCの承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供することはできません。
- (3) 取得財産等を処分制限期間内に用途廃止する場合は、あらかじめJSCの承認が必要となります。また、この場合、助成金の全部又は一部について返還を求める場合があります。

助成金の額の確定

助成事業者は、助成事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のどちらか早い日までに「助成事業実績報告書」を提出いただくこととなります。

JSCは、実績報告書の審査等を行い、助成金の額を確定することとなります。

なお、助成金の額は、額の確定の際、事業の収支や額の確定に係る審査の状況などにより、減額又は取消となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 交付決定された全額が助成されるとは限りません。

助成金の交付（支払）

助成金の交付（支払）は、事業完了後に提出される実績報告書を審査の上、助成金の額の確定後に行います（精算払）。

助成金の交付決定後、助成事業の遂行に必要であるとJSCが認めた場合においては、助成金の概算払（銀行振込）を行います。

※ 事業の進捗状況や財政状況などによって、概算払に応じられない場合があります。

概算払については、計画どおりに事業が実施できず、確定額が概算払済額を下回り、返還となるケースもありますので、事業計画と収支の見通しを踏まえて、概算払申請額は慎重に決定してください。

なお、助成金の返還となった場合は、助成金の額の確定日（返還命令日）から20日以内に返還命令額を納付していただくこととなります。（指定の期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します。）